

生徒心得

この心得は、本校生徒が校訓・教育目標の意図する所をよく理解し、常に高校生としての自覚を持って行動し、より充実した高校生活を送るために、生徒一人ひとりの日常における基本的な生活態度を示したものである。建学の精神を守り、校風の発揚に努めるため、生徒は次の心得を誠実に守らなければならない。

1. 学習

- (1)常に授業を真剣に受け、更に教科の予習復習に努め、自主的学習態度を養う。
- (2)学習上の困難点を克服するとともに、自己の能力の限界に挑戦する。
- (3)すべての授業や集会は、教師・生徒相互の礼に始まり、礼に終るものとする。

2. 校内生活

- (1)生徒は始業5分前の8時20分までに登校する。放課後は速やかに下校する。但し、指導教師の監督下とくに承認を受けた者の最終下校時刻は、19時30分とする。
- (2)遅刻して教室に入るときは、「遅刻届」を教師に渡し、理由を申し述べる。
- (3)終業時刻前に校外へ出る必要が生じたときは、HR担任の許可を得てから外出する。
- (4)授業中に早退をする生徒はHR担任に「早退届」を提出し下校する。
- (5)欠席・遅刻する場合は、朝8時 10 分までに保護者が学校に教育 ICT サービスで連絡する。緊急時には電話連絡をする。
- (6)朝夕の挨拶を励行し、来訪者に対しては親切に対応し、礼儀正しくする。
- (7)昼食はHRでとることを原則とする。
- (8)校内は常に清潔を保つよう心掛け、校舎・校具・樹木等を大切にする。
- (9)各HRには当番をおく。当番は下記の仕事を行う。
 - ア. 使用教室の窓の開閉、点灯と消灯、及び黒板の清掃等教室の美化
 - イ. 諸伝達事項のHR生徒への周知徹底
 - ウ. 出欠席・欠課の把握とHR日誌の記入
 - エ. その他HR担任より指示された事項
- (10)登校日には掃除当番をおく。掃除当番は定められた時間に担当区域の清掃を行い、終了後担当教師に報告し指導を受ける。
- (11)所持品には記名をし、私物の管理を徹底する。
- (12)貴重品の管理
 - ア. 学校には不必要な現金、物品は持ってこない。
 - イ. やむを得ず貴重品を持って来た場合には、ロッカーに施錠するなど自己管理する。
 - ウ. 移動教室時にはとくに管理を徹底する。
- (13)校内の施設・設備を使用する場合は、別に定められた使用規定を守らなければならない。
- (14)休日に校内を使用する場合は、別に定められた使用規定を守らなければならない。
- (15)出版・掲示・募金・調査・集会等については、生徒課に願い出て許可を受ける。
- (16)校内において緊急事態が発生したときは、教師の指示に従い退避する。

また、別に定める規定に従い、自主防災組織(班)は直ちに防災活動に従事する。(防災委員・代議員・整備委員・交通委員・体育委員・保健委員・図書委員・応援委員)

3. 校外生活

- (1)常に公衆道徳を守り、各種法規に違反しないように本校生徒として良識をもった言動をとる。
違反及び事故等が発生したときは、直ちにHR担任に申し出なければならない。
- (2)外出するときは常に身分証明書(生徒手帳)を携行する。
- (3)不健全な飲食店・娯楽遊戯場・風俗営業店等、高校生としてふさわしくない場所には出入りしない。
〈西遠地区生徒指導研究協議会補導細則による入場禁止場所〉麻雀荘・パチンコ店・オートレース場・競艇場・クラブ・教育上好ましくない飲食店や催し場等
- (4)深夜外出は禁止する。保護者が同席しない 23 時以降の外出は補導対象となる。
- (5)特別な事情で泊を伴う場合には、保護者の承諾を得る。
- (6)祭典参加については、地域社会との約束事項を遵守する。
- (7)運転免許(原付・自二・普通等)の取得は原則として禁止する。但し、許可要件を満たす3年生には、申請により家庭学習以降は自動車学校の通学を認める。(取得は卒業式以降とする。)
- (8)平常時(学期中)のアルバイトは原則として禁止する。但し、特別な事由(家計援助等)によりアルバイトをする場合は、所定の手続きをもって許可する。また、長期休業中は学費支援(高校就学の資金、進学資金の準備、海外研修費用の準備等をいう。)については一定の条件のもと許可する。高校生投票事務従事補助・年末年始の郵便事務・3年生の進路内定者の家庭学習期間中については、特別に許可する。
- (9)他者との関わりは、明朗で礼節を重んじる。

4. 通学・交通安全

- (1)通学時には制服を着用し、服装についての規定を守らなければならない。
- (2)交通規則はじめ公衆道徳を守り、常に本校生徒として恥ずかしくない行動をとる。
- (3)自転車通学は許可を受けた者のみとし、下記の規定を守らなければならない。
 - ア. 許可を受けた者は校章と番号が印刷されたシールを後輪の泥よけにはる。
 - イ. ブレーキ・ライト・錠・警音器・反射鏡などは常に点検整備しておく。
 - ウ. ミニサイクル・特殊なハンドル・器具の装着等、その他、危険と思われる自転車については、学校で指導する。
 - エ. 施錠を忘れない。(2重ロック励行)
 - オ. 雨天の時は合羽を着用し、傘をさしては乗らない。
 - カ. 携帯電話及びスマートフォンの使用、ヘッドホン・イヤホン等を使用して大音量で音楽等を聴きながら運転する行為(周囲の音が聞こえないような状態での走行)は禁止する。
 - キ. 安全な道路を選んで利用する。
 - ク. 万一の事故に備えて自損、対人、対物等の賠償にも対応できる保険に加入する。(TSマークで対応可)
 - ケ. TSマークを必ずつける。
- (4)電車・バスで通学する者は特に公衆道徳を守り、危険な行為や他の乗客の迷惑になるようなことはしない。停留所では一列にならんで静かに待ち、整然と乗車する。

5. 服装・頭髪等

- (1)服装・頭髪は、質素・清潔・端正を旨とする。
- (2)服装

服装は学校指定のもので、変型は不可とする。

○冬型(4月~5月、10月~3月)

男子 スーツ型: 上着、カッターシャツ、ズボン、ネクタイ、ベストまたはセーター

女子 スーツ型: 上着、冬ブラウス、ベスト、セーター、スカートまたはズボン、ネクタイ

※上着の左襟に校章バッジをつける。

○夏型(6月~9月)

男子 カッターシャツ(半袖または長袖)、ズボン

女子 夏ブラウス(半袖または長袖)とスカート、または冬ブラウス(長袖)またはカッターシャツ(半袖)とズボン

(注1)アンダーシャツは白・黒等の無地とする。

(注2)衣替え基準日は、6月1日、10月1日とするが、5月、10月は、移行型服装(夏服・合服(冬型から上着を脱いだ型)・冬服)でも良い。

(注3)スカート丈は、膝が隠れる程度の長さを基準とする。

ア. ベルト(黒、紺、茶等)を着用し、ズボンつりは使用しない。

イ. セーターは学校指定のものとする。

ウ. 靴下を必ず着用し、高校生としての品位を失わないように配慮する。色は白・黒・紺・茶・灰色等の無地とする。

エ. 冬型のスカート着用時は、黒(無地)のタイツを着用してもよい。

(3)下履き

通学用下履きは黒のローファーを推奨するが、通学時の安全を図るために運動靴(体育授業や部活動で使用するものに準ずる)を可とする。足の怪我等でサンダル等を履く場合は、HR担任へ申し出る。

(4)上履き

校内での上履きは学校指定のスリッパを使用すること。(学年により色を指定する。氏名をはっきり記入すること。)

(5)バッグ

通学にふさわしいものを使用し、他校指定のバッグは持たない。

(6)防寒衣類(11月~3月)

ア. 防寒服

華美な素材や形状等、通学にふさわしくないものは避け、高校生としての品位を失わないように配慮する。色は白・黒・紺・茶・灰色等の系統で、無地のものとするが、部活で統一したブレーカー等も可とする。

イ. マフラー・手袋

華美なものは避け、校舎内でははずす。

ウ. 膝かけの使用期間は原則12月~2月とする。

(7)頭髪

ア. 高校生らしい頭髪とし、脱色、染色、パーマ、特殊な髪型への加工はしない。また前髪は目にかからず顔が見えるようにする。

イ. 男子は極端な長髪はしない。もみ上げや後ろ髪も清潔感を保つようにする。

ウ. 女子で長髪の生徒は髪をゴム(黒・紺・茶等)で縛り、髪飾り・シュシュ・加工用クリップ等は禁止する。

(8)その他

ア. 化粧・マニキュア・口紅・色付リップクリーム・目元の加工(アイプチ、カラコン、眉毛の加工等)はしない。装飾品(ネックレス・ピアス・イヤリング・指輪・ブレスレット等)は一切身につけない。

イ. 学校生活に不要な物は持ち込まない。

ウ. 携帯電話及びスマートフォンは敷地内では電源を切り、カバンにしまい使用は禁止する。個人端末の使用については、「一人一台端末・校内無線ネットワーク利用ガイドライン」の規定に従うこと。

6. 願・届

(1)願・届はHR担任に申し出る。

(2)願・届には所定の用紙を用い、保護者の署名または捺印の上、HR担任に提出する。

(3)届を必要とする場合

ア.忌引のとき

忌引の期間は次の通りとする。

a.一親等(父母)…7日

b.二親等(祖父母・兄弟姉妹)…3日

c.三親等(曾祖父母・伯叔父母)…1日

イ.住所・姓名・保護者に変更があったとき

ウ.感染症発生のとき

エ.遅刻・早退・外出・異装(文化祭等)を希望するとき(怪我等の特別な事情で異装を希望する場合はHR担任へ申し出る)

(4) 願を提出する場合

ア.退学・休学・転学・復学

イ.旅行運賃割引証、各種証明書の交付

ウ.やむを得ない理由で定期テストを欠席し、追試験受験願を希望する場合

令和7年3月改定